

福島県県南地方業務継続計画

平成28年3月

福島県

目 次

第1章 福島県南地方業務継続計画の基本的な考え方

1 策定の目的

- (1) 業務継続計画の意義 4
- (2) 計画の対象機関 4
- (3) 非常時優先業務の概念 4
- (4) 計画導入の効果 4

2 本計画の基本方針 5

第2章 前提とする地震と被害想定

1 想定地震 7

2 被害想定 7

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定基準 9

2 非常時優先業務の特定 9

第4章 執行体制の確保と対策

1 災害対策地方本部体制の確保 11

2 職員の参集 11

(1) 勤務時間内の被災の場合 11

(2) 勤務時間外に被災した場合 11

3 非常時の参集体制 13

(1) 参集場所 13

(2) 非常時優先業務に係る要員の指定 13

4 指揮命令系統及び職務代行 13

第5章 執務環境の整備及び確保

1 庁舎の耐震化と代替施設の確保 15

2 執務室の確保 15

3 電力・上下水道・食料の確保 16

(1) 電力 16

(2) 上下水道 17

(3) 食料等 18

4 通信手段の確保 19

(1) NTT回線・携帯電話 19

(2) 県総合情報通信ネットワーク 19

5 各種業務システム等 20

第6章 計画の推進

1 全体的な取組み 23

2 計画の見直し 23

別紙1 非常時優先業務一覧表

別紙2 参集職員数の推計

第1章 福島県県南地方業務継続計画 の基本的な考え方

1 策定の目的

(1) 業務継続計画の意義

業務継続計画とは、災害などの重大な危機事象から、県民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を確保するため、庁舎や職員、ライフラインなどが制約された状況下でも県が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な措置を講じておくことを目的とした計画です。

(2) 計画の対象機関

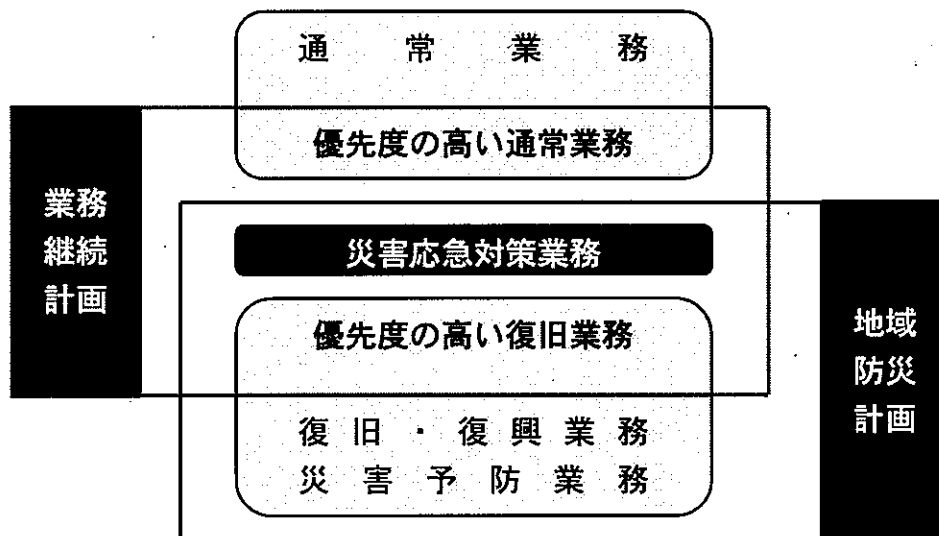
福島県県南地方業務継続計画（以下「本計画」という。）の対象は県南地方振興局、県南保健福祉事務所、県南農林事務所、県南家畜保健衛生所、県南建設事務所、県南教育事務所とします。

(3) 非常時優先業務の概念

災害発生時には、県南地方の各機関においても活用できる資源（人・物・情報及びライフライン）には制約を受けることを前提に、継続すべき業務を「非常時優先業務」として特定しておく必要があります。

本計画で定める「非常時優先業務」は、災害発生時の限られた人員等の資源の中でも、他の業務に優先して継続しなければならない通常業務や、迅速に行わなければならない災害応急・復旧業務とし、その概念は図1のとおりとします。

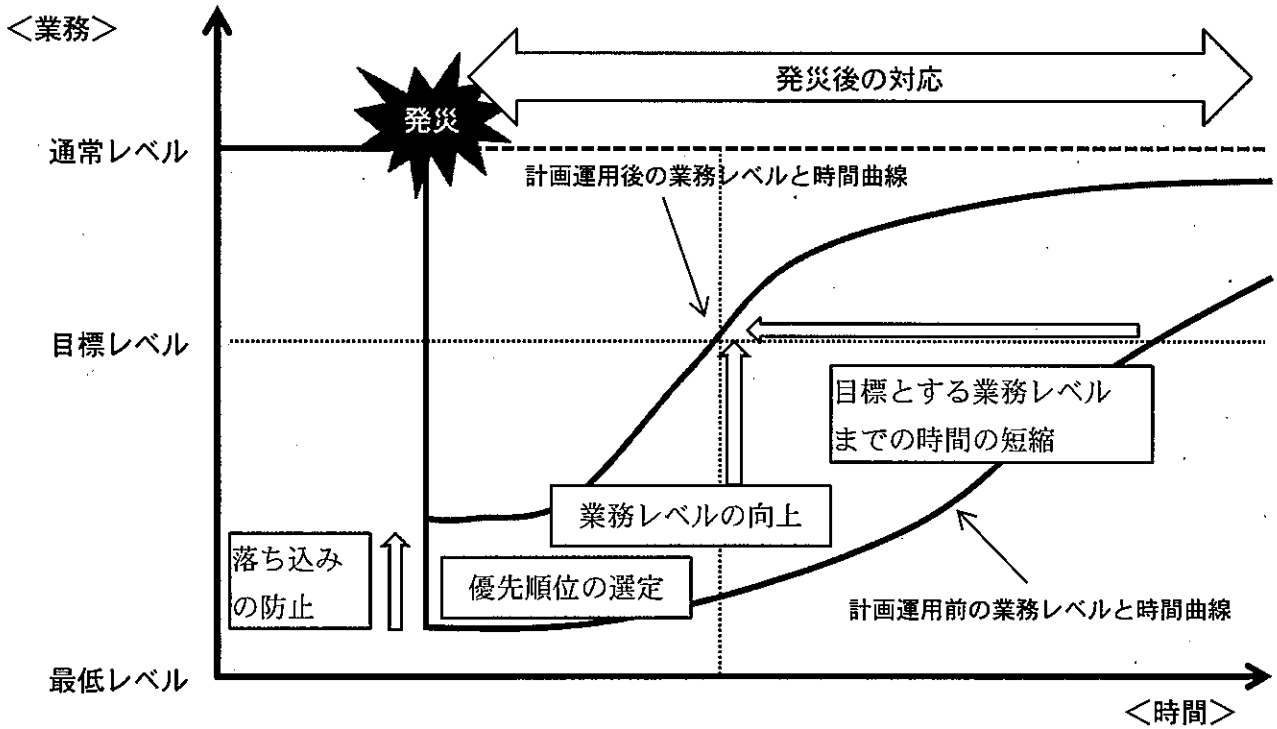
図1 非常時優先業務の概念



(4) 計画導入の効果

- ① 業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずることにより、図2のように業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることが可能となります。
- ② 市町村などの業務継続計画策定の基礎となり、行政活動の速やかな再開に寄与します。

図2 業務継続計画導入による効果



2 本計画の基本方針

- ア 災害発生時には、県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが県の最大の責務であるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施します。
- イ 非常時優先業務の実施に必要な資源（人、物、情報、ライフライン等）の確保、配分は県南地域の各機関の横断的な体制で実施します。
- ウ 非常時優先業務の実施に必要なとなる人員や資機材等を最優先で確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止、抑制するなど、非常時優先業務に影響を与えないことを第一に対応します。

第2章 前提とする地震と被害想定

1 想定地震

地震の種類や発生場所は限定せず、東日本大震災の最大震度と同じ震度6強の震度を県南地方の市町村で観測することを想定します。(県内の全域で震度6強が観測される地震を想定するものではありません。)

また、発生時刻等の条件により、被害や県の業務継続に必要な資源(人、物、情報及びライフライン等)への影響は極めて多岐なものとなるため、本計画では本庁の業務継続計画と同様、執務時間内の被災と執務時間外の被災という区分で設定します。

2 被害想定

大規模地震の発生時には、建物・交通施設の損傷、電気・水道・ガス・通信等のライフラインの物理的被害のほか、多数の人的被害が予想されますが、本計画では、具体的な地震を想定していないことから、県の業務継続に必要な資源(人、物、情報及びライフライン等)に影響を与える要因として以下の定性的な状況を被害想定とします。

- 大規模地震の影響により、県有施設を含め、多数の建物被害が発生する(特に耐震性の低い建物を中心に)。一部の地域では、液状化による被害も発生する。
- 地震による建物被害や火災等により、県職員本人や家族等も含め、多数の人的被害が発生する。
- 建物被害等による避難者が多数発生する。
- 道路、鉄道等の損傷により公共交通機関の運行が一定期間停止する。このため、県職員は、発災直後は公共交通機関や自動車を利用した参集が困難となる。
- 電気・水道・ガス・通信等のライフラインが一定期間停止する。県有施設においては、非常用電源から電力の供給のない各種業務システムは一時使用できなくなる。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定基準

第1章の1-(3)で定義した、非常時優先業務を選定するに当たっての優先区分とその基準は表1のとおりとします。

表1 非常時優先業務選定に当たっての優先区分と基準

非常時 優先業務 (優先度の高い通常業務、優先度の高い復旧業務、災害応急対策業務)	A	発災後直ちに(概ね3時間以内)着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に重大な影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても最優先的に対策を講じる必要がある業務。
	B	発災後12時間以内に着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても優先的に対策を講じる必要がある業務。
	C	発災後1日以内に着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中にあっても早急に対策を講じる必要がある業務。
	D	発災後3日以内に着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中にあっても早急に対策を講じる必要がある業務。
	E	発災後1週間以内に着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に相当の影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。
その他の業務	F	発災後1週間以内は着手しなくとも、県民の生命・身体・財産や県民生活等に大きな影響を及ぼすことはないと思込まれる業務。

2 非常時優先業務の特定

本計画の対象機関の業務のうち、上記1の基準に基づいて県民の生命や生活等への影響を評価し、非常時優先業務を表2のとおり選定しました。

なお、具体的な機関別の非常時優先業務については別紙1のとおりとします。

表2 非常時優先業務数

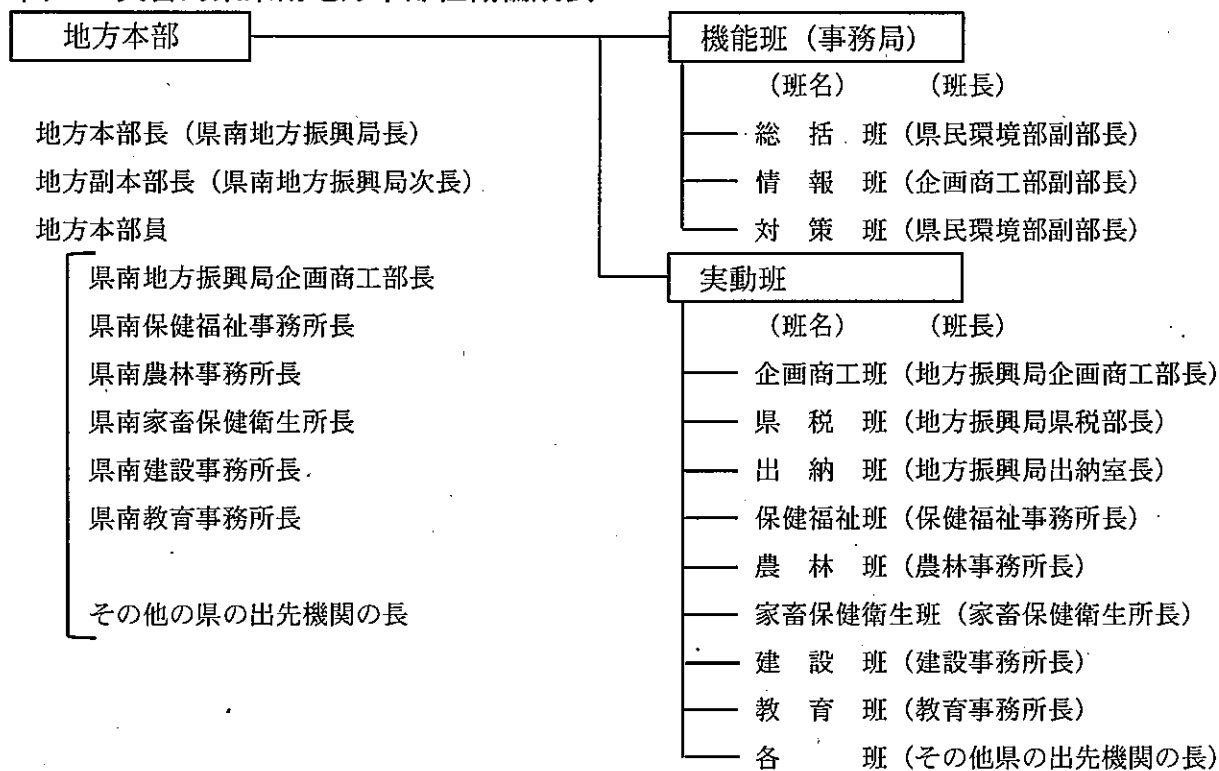
区分	区分の基準	非常時優先		
		業務数 (A=B+C)	応急・復旧 業務数 (B)	優先すべき 通常業務数 (C)
A	発災後直ちに(概ね3時間以内)に着手すべき業務	107	107	
B	発災後12時間以内に着手すべき業務	31	26	5
C	発災後1日以内に着手すべき業務	30	19	11
D	発災後3日以内に着手すべき業務	19	15	4
E	発災後1週間以内に着手すべき業務	11	9	2

第4章 執行体制の確保と対策

1 災害対策地方本部体制の確保

災害対策地方本部の設置基準、組織、職員の動員配備、班体制の運営等は、福島県地域防災計画（地震・津波対策編）の定めるところによるものとします。

図3 災害対策県南地方本部組織編成表



2 職員の参集

(1) 執務時間内の被災の場合

勤務時間内に大規模な地震が発生した場合、執務室内のロッカーやキャビネットの転倒やガラスの飛散等により職員の安全に影響が及ぶおそれがありますが、大部分の職員は被災後も業務への従事が可能であり、非常時優先業務実施に必要な人数は確保できると想定されます。

(2) 執務時間外に被災した場合

① 参集予測方法

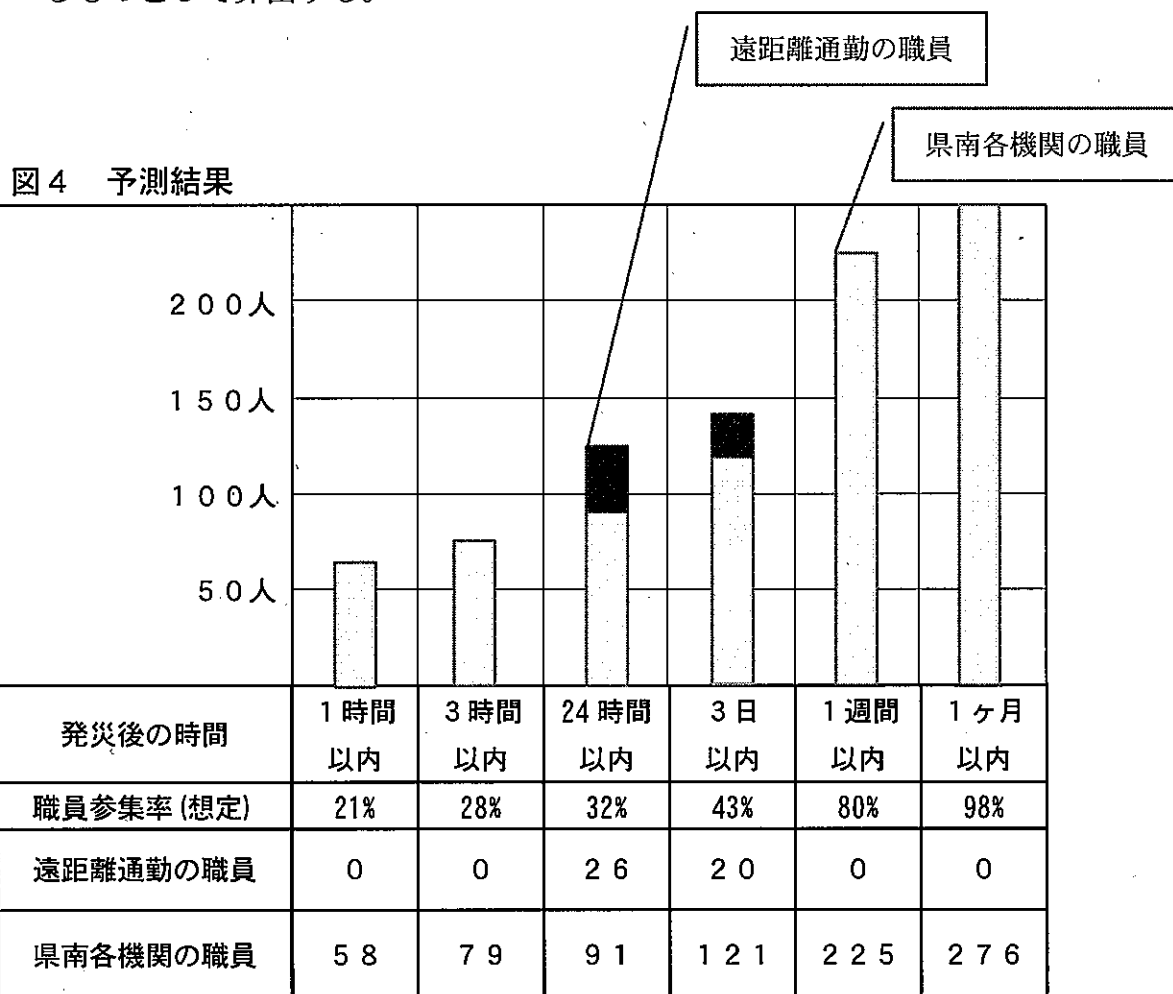
勤務時間外に大規模な地震が発生した場合に、白河合同庁舎に参集可能な職員数を時系列で把握するため、各機関の対象職員及び県南地方在住の県職員の緊急時登庁先までの時間を基に参集時間と参集職員数を算定しました。

【職員参集数算出の条件】

ア 発災後2日間は、居住地から徒歩で参集することを想定。

身支度や家族の安否確認などを要することや、悪路も考慮して、通常の歩行速度よりも遅い時速3kmで所要時間を算出する。

- イ 1日の歩行距離の上限は20km未満とする。
(実際には自転車の利用も考えられるが、参集に要する最大の時間を見込むため、想定は徒歩とする。)
- ウ 参集距離が20km以上の遠距離通勤者は、公共交通機関が復旧するまで参集不可とし、20km～40kmまでは3日目から、また、40kmを超える者も1週間後には参集が可能になるものと想定する。
- エ 職員自身やその家族が直接被害を受け、登庁できないケースを考慮し、発災から3日目までは職員の30%、3日目から1週間までは20%、その後も2%を参集困難者と想定する。
- オ 白河合同庁舎のある県南管内から遠距離通勤しているもののうち、50%は白河合同庁舎に参集するものと想定。20km～40kmは発災後12時間から2日目まで、40km以上は発災後12時間から6日目まで白河合同庁舎に参集するものとして算出する。



3 非常時の参集体制

(1) 参集場所

勤務時間外、休日等において大規模地震が発生し、災害対策県南地方本部の配備が決定された場合は、所属又はあらかじめ指定する場所に参集します。

なお、所属の執務室に入室できない場合を想定し、各機関は臨時の代替参集場所を定めておくこととします。

(2) 非常時優先業務に係る要員の指定

① 担当者の特定

各機関は、災害対策県南地方本部要員の指定のほか、他の非常時優先業務の担当者についても、あらかじめ指定しておくものとします。

なお、大規模地震による交通の途絶、職員自身あるいはその家族の被災等により職員の参集が困難となり、非常時優先業務が遅滞・停止することを防ぐため、複数の代替職員についても指定するものとします。

② マニュアルの整備

各機関は、代替職員が非常時優先業務に従事する場合であっても円滑な業務実施が可能となるよう、各非常時優先業務のマニュアル、チェックリスト等の整備に努めるものとします。

③ 職員の応援体制

非常時優先業務の集中する機関では人員不足が生じ、また24時間対応により交代職員の確保も必要となることから、業務の実施に支障が出ないよう各機関間の応援・受援を次により行うこととします。

ア 応援を必要とする機関の長は、応援を必要とする業務と大まかな必要人数を把握し、県南地方振興局長に応援を要請する。

↓

イ 県南地方振興局長は、要請を受け、応援する機関、応援する職員数、業務内容、応援期間等具体的な調整を実施し、応援を決定する。

↓

ウ 応援実施の決定を受け、応援する機関と応援を受ける機関は、人選等具体的な調整を実施。

4 指揮命令系統及び職務代行

大地震発生時、幹部職員が被災により一定期間不在となることも想定されます。

このような場合、「福島県行政組織規則」、「福島県事務委任規則」、「福島県事務決裁規定」等の定めに基づく指揮命令系統の変更及び職務の代行となることから、各機関は事務処理に支障を生じないよう事前に確認しておくこととします。

第5章 執務環境の整備及び確保

1 庁舎の耐震化と代替施設の確保

(1) 現状・課題

【白河合同庁舎】

- 白河合同庁舎の耐震性は、平成24年度に耐震改修工事が完了したことから、震度6強の地震が発生しても倒壊の可能性はありません。

【県南保健福祉事務所庁舎】

- 県南保健福祉事務所庁舎の耐震性は、平成8年度に実施した耐震診断により、耐震性能はAと診断されており、震度6強の地震が発生しても倒壊の可能性はありません。

(2) 対策

【白河合同庁舎】

- 耐震改修工事完了後においても火災類焼などに備え、代替施設（執務スペース）の確保が重要となることから、次表のとおり代替施設の候補をリストアップします。今後、耐震化の状況や非常用電源設備等の附帯設備の状況、同時被災の可能性等を検討して、代替庁舎の候補を決定します。

表3-1

施設名	所有者	耐震性能	所在地
県南保健福祉事務所	県	A	白河市郭内127番地
白河高等学校	県	A	白河市南登り町54番地
白河旭高等学校	県	A	白河市旭町一丁目3番地
白河実業高等学校	県	A	白河市瀬戸原6番地1

【県南保健福祉事務所】

- 耐震性能の問題はありませんが、火災類焼などに備え、代替施設（執務スペース）の確保が重要となることから、次表のとおり代替施設の候補をリストアップします。今後、耐震化の状況や非常用電源設備等の付帯設備の状況、同時被災の可能性等を検討して、代替庁舎の候補を決定します。

表3-2

施設名	所有者	耐震性能	所在地
白河合同庁舎	県	A	白河市昭和町269番地
白河旭高等学校	県	A	白河市旭町一丁目3番地

2 執務室の確保

(1) 現状・課題

【白河合同庁舎】

- 白河合同庁舎は、耐震改修工事が完了しているため建物本体の損傷は心配ありま

せんが、大地震による震動により執務室内のロッカーやキャビネットの転倒、天井材の脱落、ファイル類や窓ガラスの飛散などの可能性は残り、職員の安全に及ぼす影響や執務室への出入り困難まで完全に防ぐことはできません。

【県南保健福祉事務所】

- 県南保健福祉事務所庁舎は、耐震性能に問題がないため大地震が発生しても建物本体の損傷は心配ありませんが、大地震による震動により執務室内のロッカーやキャビネットの転倒、天井材の脱落、ファイル類や窓ガラスの飛散などの可能性は残り、職員の安全に及ぼす影響や執務室への出入り困難まで完全に防ぐことはできません。

(2) 対策

- 職員の安全及び執務室へのスムーズな出入りを確保するため、ロッカーやキャビネット類は執務室出入口に置かない工夫や耐震固定金具等による転倒防止策を講じたり、パソコンやテレビ類などの固定化を図ります、また、窓ガラス等については飛散防止フィルム等の貼付などの対策も検討します。

3 電力・上下水道・食料の確保

(1) 電力

ア 現状・課題

【白河合同庁舎】

- 白河合同庁舎では、停電により外部からの電力供給がストップした場合、非常用電源が起動しますが、非常用発電機による発電は、災害対策地方本部の運営、職員の避難、基幹的な情報通信ネットワーク等の維持のための最低限の容量であり、通常の電力量は供給されません。

【県南保健福祉事務所】

- 県南保健福祉事務所庁舎では、停電により外部からの電力供給がストップした場合、誘導灯に附設したバッテリーにより約20分間誘導灯が点灯します。
- また、屋外に設置された非常用電源を起動させることにより、情報通信ネットワークを維持できますが、非常用発電機による発電は、災害時の緊急情報の受信及び防災用IP電話等、基幹的な情報通信ネットワークの維持のためのもので、通常の電力量を供給することはできない状況になります。

イ 対策

【白河合同庁舎】

- 災害発生時における機動的な初期対応を可能とするため、非常用電源設備の増設により、災害対策地方本部事務局に供給できる電力量を増やす工事を平成28年度

中に実施します。

- 県と福島県石油業協同組合との間では、「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結（平成 25 年 9 月 9 日）しており、電源の燃料（軽油）について優先供給を受けることができるようになっています。
- 電力会社の電源供給車からの供給を速やかに受けられるよう、庁舎の電力取り入れ口についても検討します。

【県南保健福祉事務所】

- 県南保健福祉事務所庁舎における非常用電源設備として、太陽光発電システム及び蓄電池を年度内に設置します。
- 太陽光発電システム等から電力供給を受けることのできるコンセントや照明等については限定されることから、その状況を把握しておく必要があります。
- 県と福島県石油業協同組合との間では、「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結（平成 25 年 9 月 9 日）しており、非常用発電機の燃料（レギュラーガソリン）について優先供給を受けることができるようになっています。

(2) 上下水道

ア 現状・課題

【白河合同庁舎】

- 水道施設が被災し、断水になった場合でも、庁舎の受水槽及び給水管に損傷等がなければ、貯水分の水により、ほぼ 0.5 日分の飲料水の供給が可能です。
- ただし、電力の供給が途絶え、ポンプが稼働しなければ、水の供給は直ちに止まります（水抜き用バルブからの利用は可能）。
- その他、飲料水については、ペットボトルで災害対策地方本部事務局職員分の 3 日分を確保していますが、各機関で非常時優先業務に従事する職員分の備蓄は行っていません。

【県南保健福祉事務所】

- 水道施設が被災し、断水になった場合でも、庁舎の受水槽、高置水槽及び給水管に損傷等がなければ、貯水分の水により、飲料水及び雑用水でほぼ 1.5 日分の供給が可能です。
- ただし、電力の供給が途絶え、ポンプが稼働しなければ、高置水槽からのみの供給となるため、0.5 日分の供給となります。
- その他、飲料水について、非常時優先業務に従事する職員分の備蓄は行っていません。

イ 対策

【白河合同庁舎】

- 漏水による二次被害を防止するため、発災直後、給水管の安全性が確認されるまで、給水は停止します。
- 飲料水は発災から間もなく不足することがあらかじめ予測されることから、各機関及び職員個人等での確保に努めます。
- トイレ用の雑用水の確保については十分でないことから、速やかに仮設トイレ等での対応を検討します。

【県南保健福祉事務所】

- 漏水による二次被害を防止するため、発災直後は給水管の安全性が確認されるまで、給水は停止します。
- 飲料水は発災から間もなく、不足することがあらかじめ予測されることから、事務所において、さらには職員個人での確保に努めることとします。
- トイレ用の雑用水の確保については十分でないことから、速やかに仮設トイレ等での対応を検討します。

(3) 食料等

ア 現状・課題

【白河合同庁舎】

- 大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。
- 食料については、災害対策地方本部事務局の職員用として3日分が備蓄されていますが、各機関で非常時優先業務に従事する職員分の備蓄は行っていません。

【県南保健福祉事務所】

- 大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。
- 食料について、非常時優先業務に従事する職員分の備蓄は行っていません。

イ 対策

【白河合同庁舎】

- 食料は備蓄が十分でないことから、各機関において職員に対し、自分の食料については自ら確保に努めるよう指示することとします。

【県南保健福祉事務所】

- 食料の備蓄は行ってないことから、職員に対し、自分の食料については自ら確保に努めるよう指示することとします。

4 通信手段の確保

(1) NTT回線・携帯電話

ア 現状・課題

【白河合同庁舎】

- 白河合同庁舎内の電話設備は、大部分が庁舎内の交換機を経由してNTT回線と接続されており、この交換機又は電話回線の損傷がなければ、非常用発電機からの電力供給がある間は使用可能です。
- 白河合同庁舎には、災害発生時にNTTの発信規制を受けない「災害時優先電話」が5回線（県南地方振興局2回線、県南建設事務所3回線）、庁舎内交換機に障害が発生した場合でも使用できる「緊急時対応直通電話」が2回線（公衆電話1回線、県南建設事務所内1回線）設置されています。
- 携帯電話については、各機関で公用配備を行っています。ただし、関係職員全てに配備されているわけではありません。

【県南保健福祉事務所】

- 県南保健福祉事務所庁舎内の電話設備は、大部分が庁舎内の交換機を経由してNTT回線と接続されています。停電により外部からの電力供給がストップした場合、この交換機又は電話回線の損傷がなければ、交換機に附設した非常用バッテリーにより「停電直通用電話」5回線の使用ができます。
- また、災害発生時にNTTの発信規制を受けない「災害時優先電話」が1回線設置されています。
- 携帯電話については、事務所で12台公用配備を行っていますが、関係職員全てに配備されているわけではありません。

イ 対策

【白河合同庁舎】

- 庁舎内交換機が破損して使用可能な回線が大幅に減少することも考えられることから、災害時優先電話や緊急時対応直通電話を増やしていくことを検討します。

【県南保健福祉事務所】

- 太陽光発電システム及び蓄電池の設置工事を実施しており、停電時に使用可能な回線の確保に向けた対策を平成27年度中に講じます。

(2) 県総合情報通信ネットワーク【防災通信】

ア 現状・課題

【白河合同庁舎】

- 県総合情報通信ネットワークは、衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成される防災通信の要であり、白河合同庁舎で54回線（地上系有線4

- 6回線、地上系無線5回線、衛星系3回線)が整備されています。
- 県総合情報通信ネットワークにより、いつでも関係機関相互で、災害時の緊急情報の伝達ができるようになっており、停電時でも非常用発電機が稼働し、約40時間の使用が可能です。

【県南保健福祉事務所】

- 県総合情報通信ネットワークは、衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成される防災通信の要であり、県南保健福祉事務所では、地上系有線1回線が整備されています。
- 県総合情報通信ネットワークにより、防災IP電話が4回線、衛星携帯用電話が1回線設置され、また一斉指令や気象一斉等の災害時の緊急情報の受信ができるようになっており、停電により外部からの電力供給がストップした時でも非常用発電機を起動させることにより、約5時間の使用が可能です。

イ 対策

【白河合同庁舎】

- 非常用発電機は約40時間の運転が可能です。長期化した場合には燃料の確保が必要となることから、県と福島県石油業協同組合との協定に基づき、燃料(軽油)の優先的な供給を受けるようにします。
- 総合情報通信ネットワークに係る機器については、転倒防止策を講じます。

【県南保健福祉事務所】

- 非常用発電機は約5時間の運転が可能です。長期化した場合には燃料の確保が必要となることから、県と福島県石油業協同組合との協定に基づき、燃料(レギュラーガソリン)の優先的な供給を受けるようにします。
- 総合情報通信ネットワークに係る機器については、転倒防止策を講じます。

5 各種業務システム等

(1) 現状・課題

- 県南地方管内の各機関には表4のとおり業務システムが設置されています。
- 庁舎内にメインサーバーが設置されている各種業務システムについては、転倒防止対策を行っています。
- 被災のため担当職員が参集できないことも想定し、担当職員以外でも使用できる体制を構築しています。
- 各種業務システムの機器や回線の損傷がなくても、大きな地震動でのデータの毀損や、長時間の停電や給水管の破損等による冠水で使用できなくなる可能性があります。

表 4

設置機関	システム名
全機関共通	情報通信ネットワークシステム
	総合行政ネットワークシステム
	財務関係システム
県南地方振興局	住民基本台帳ネットワークシステム
	税務システム
	防災事務連絡システム
	原子力災害用緊急時連絡用システム
県南保健福祉事務所	介護保険指定機関管理システム
	福島県業務関係許認可システム
	毒劇物営業者登録システム
	福島県看護師等免許管理システム
	福島県総合医療情報システム
	NESID（感染症サーベイランスシステム）
	感染症情報収集システム（学校欠席者情報収集システム）
	食品営業許可台帳管理システム
	畜犬登録等台帳管理システム
	環境衛生台帳等管理システム
	水道データベースシステム
県南農林事務所	農林事業管理システム
	補助版標準積算システム
県南建設事務所	河川流域総合情報システム
	堀川ダム情報システム
	道路管理システム
	甲子道路管理システム
	設計積算システム
	事業執行管理システム

(2) 対策

- 各種業務システムの機器については、転倒防止対策を講じるとともに、取扱マニュアルの確認や非常時における対応等の確認・訓練の機会を設け、担当職員以外でも確実に使用できるようにします。
- 各種業務システムの重要データについては、定期的にバックアップを行い、データの保全を図ります。

第6章 計画の推進

1 全体的な取組み

本計画を実効あるものとするため、定期的な点検作業を通じて計画の問題点を洗い出していくとともに、各機関において実施マニュアル等を作成するなどにより具体的な取組みを行っていく必要があります。

また、個々の非常時優先業務を実施していくうえで必要な資源（人員、執務環境、電力・上下水道・食料、通信手段等）の確保に向けた課題の解決と対策に、県南地方の県の機関が一丸となって着実に取り組んでいく必要があります。

2 計画の見直し

本計画は、訓練等の実施による問題点の洗出しや課題の検討を踏まえ、継続的に改善を行うこととします。

非常時優先業務一覧表

別紙1

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期					
			3h以内	12h以内	1日以内	3日以内	7日以内	
県南地方振興局								
各部室共通	初動調整業務	A	○					
	機関内全職員の安否確認と本庁主管課への連絡	A	○					
	機関内の被害状況の確認	A	○					
	予算の執行管理（通常）	C			○			
企画商工部	振興局対応要員及び県管理施設（合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等に限る。）の安全確保	A	○					
	県職員等及び県管理施設（合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等に限る。）の被害の集計・報告	A	○					
	物資の調達（主要食料を除く。）	A	○					
	緊急物資の受入及び搬送	A	○					
	管内関係団体の被害状況の収集・報告	A	○					
	振興局執務室、合同庁舎、振興局内公用自動車の管理（通常）	B		○				
	振興局対応要員の食料及び宿泊先の確保	B		○				
	経営・金融に関する相談（通常）	B		○				
	住民基本台帳ネットワークシステムの管理（通常）	B		○				
	岩石採取場の災害防止	C			○			
県税部	緊急物資の受入及び搬送	B		○				
	緊急通行車両の確認及び許可証等の交付	B		○				
	県税に関する相談、広報（通常）	B		○				
	緊急に解除が必要な差押の解除	B		○				
	徴収金の庁内領収	C			○			
	納税証明書（通常）	C			○			
	自動車税の納税証明書（継続検査用）の交付（通常）	C			○			
	県税の減免及び猶予措置	D				○		

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
県民環境部	高圧ガス・火薬関係事故の対策及び指導	A	○				
	環境汚染事故の対策及び指導	B		○			
	旅券の発給業務（通常）	B		○			
	有害鳥獣捕獲許可（人的被害防止等緊急に必要なものに限る）	B		○			
	高圧ガス・火薬関係許認可等（緊急に必要なものに限る）	C			○		
	災害廃棄物処理に係る許認可等（一般廃棄物処理施設特例届出 他）	C			○		
	一般環境大気・水質調査（通常）	D				○	
出納室	事務用品、備品の管理・補給	A	○				
	緊急物資等の受入及び配送	A	○				
	義援金品の受付及び配布	B		○			
	支出調書等支出関係書類の審査・確認（通常）	C			○		
	支払不能の調査（通常）	C			○		
	東邦銀行への支払証の持込み（通常）	C			○		
	庶務業務の集中処理（通常）	C			○		
	給与計算事務の集中処理（通常）	C			○		
	緊急時における財務関係特殊処理の周知及び指導（実施の場合に限る）	C			○		

非常時優先業務一覧表

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3 h 以内	12 h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
県南保健福祉事務所	初動調整業務	A	○				
	事務所内の被害状況等の把握	A	○				
	事務所内全職員の安否確認	A	○				
	県社会福祉事業団の安否情報の収集	A	○				
	福祉避難所の運営支援	A	○				
	要配慮者等対策	A	○				
	社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡・調整	A	○				
	救護施設の被害状況の把握・報告	A	○				
	救護施設の応急復旧	A	○				
	高齢者施設の被害状況の把握・報告	A	○				
	高齢者施設の応急復旧	A	○				
	児童福祉施設の安否情報の確認、被害状況の把握・報告	A	○				
	在宅重症難病児童（人工呼吸器等使用者）の医療機関等との受入調整	A	○				
	児童福祉施設の応急復旧	A	○				
	保育所等の被害状況の把握・報告	A	○				
	県立社会福祉施設の安否情報の確認、被害状況の把握・報告	A	○				
	障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設の被害状況の把握・報告	A	○				
	障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設の応急復旧	A	○				
	精神科医療機関の被害状況・受入体制の把握	A	○				
	在宅重症難病患者（人工呼吸器等使用者）の医療機関等との受入調整	A	○				
医療機関の被害状況・受入体制の把握	A	○					
応急医療の提供及び助産	A	○					

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
	感染症指定医療機関等の医療機関の応急復旧	A	○				
	水道施設の被害状況の把握	A	○				
	水道施設の応急復旧	A	○				
	被災地における飲料水の確保	A	○				
	医薬品及び衛生資材等の確保・配分	A	○				
	事務所内の職員の不足状況調査と調整	B		○			
	被災地における感染症の予防措置	B		○			
	被災地における医療救護所の設置	B		○			
	毒物・劇物保管施設の被害状況の把握・報告	B		○			
	公印の管理（通常）	C			○		
	ペットの救護対策	C			○		
	被災者に対する生活福祉資金の貸付にかかる 社会福祉協議会との連絡・調整	D				○	
	ひとり親世帯の援護（通常）	D				○	
	被災地における被災児童のメンタルヘルスケア	D				○	
	障がい者（児）の援護（通常）	D				○	
	被災者のメンタルヘルスケアの実施	D				○	
	被災者の健康管理の実施	D				○	
	食品衛生対策（通常）	D				○	
	広域火葬調整の実施	D				○	
	生活衛生営業施設等への衛生指導対策（通常）	E					○

非常時優先業務一覧表

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3 h 以内	12 h 以内	1 日 以内	3 日 以内	7 日 以内
県南農林事務所	初動調整業務	A	○				
	事務所内の被害状況等の把握	A	○				
	事務所内全職員の安否確認	A	○				
	農林水産業への被害状況の集計・報告	A	○				
	農作物関係の被害状況の把握	A	○				
	卸売市場の被害状況等の把握	A	○				
	応急救助のための主食の調達	A	○				
	国営造成施設及び県有土地改良施設の被害状況の確認・報告	A	○				
	林道工事施工中箇所の被災状況の確認・報告	A	○ (一次点検)		○ (二次点検)		
	治山工事施工中箇所の被災状況の確認・報告	A	○ (一次点検)		○ (二次点検)		
	事務所内の職員の不足状況調査と調整	B		○			
	応急救助のための農産物の調達	B		○			
	公印の管理（通常）	C			○		
	農作物関係の被害状況のとりまとめ	C			○		
	治山施設の被害状況の確認・報告	C			○		
	農地及び農業用施設の被害状況の確認・報告	C			○		
	被災農地及び農業用施設の応急復旧 （農地地すべり区域含む）	C			○		
	林道（生活道）の被災状況及び応急復旧状況の確認・報告	C			○		
	農林業関係団体の被害状況の把握	C			○		
	林産品の生産流通加工施設の被害状況の把握	C			○		
	農業災害の軽減及び拡大防止対策	D				○	
	被災農林業者に対する融資制度等の実施	E					○
	農林地及び農林施設の被害状況に応じた復旧工法の情報提供	E					○
農林事業管理システム及び補助版標準積算システムの維持・管理（通常）	E					○	

非常時優先業務一覧表

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3 h 以内	12 h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
東南家畜保健衛生所	初動調整業務	A	○				
	事務所内の被害状況等の把握	A	○				
	事務所内全職員の安否確認と参集状況調査	A	○				
	事務所内の職員の不足状況調査と職員配置の調整	B		○			
	公印の管理（通常）	C			○		
	畜産農家・畜産関連施設等の被害状況の把握、報告	C			○		
	家畜の救護対策	D				○	
	畜産災害の軽減及び拡大防止対策	D				○	
家畜伝染病の発生予防、まん延防止対策	D				○		

非常時優先業務一覧表

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3 h 以内	12 h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
県南建設事務所	初動調整業務						
	・安全確保と安否確認	A	○				
	・職員の参集	A	○				
	事務所の対策本部設置						
	・地方本部を設置	A	○				
	事務所内の執務環境						
	・執務室のインフラ等を点検し報告	A	○				
	職員の安否及び参集状況						
	・職員の安否及び参集状況を調査し報告	A	○				
	各管理施設の被害状況						
	・維持委託業者の体制確認及び報告	A	○				
	・各管理施設のパトロール実施	A	○				
	・各管理施設の被害状況取りまとめ	A	○				
	事務所内の対策本部会議資料作成						
	・事務所の対策本部会議資料作成と報告	A	○				
	対応活動						
	・水害を軽減する水門や樋門の操作	A	○				
	・県有施設の応急的営繕工事の実施体制を設置	A	○				
	・緊急輸送路等の応急対策業務に着手	A	○				
	・警察と協力して交通規制を実施する	A	○				
	・県民への情報提供（通行止め情報等）	A	○				
	・利用上支障のある各管理施設の応急復旧を実施	A	○				
	・洪水や高潮等による障害物除去等の緊急措置の実施	A	○				
	・各管理施設の応急復旧対策の取りまとめ	B		○			
	・各管理施設の応急復旧を実施	B		○			
	・他団体等との応援協定に基づく、応援の要請	B		○			
	・建築物の応急危険度判断の実施	C			○		
	・一時使用可能な公営住宅の情報提供	D				○	
	・応急住宅斡旋に関する相談活動の実施	E					○

非常時優先業務一覧表

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3 h 以内	12 h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
県南教育事務所	初動調整業務	A	○				
	事務所内全職員の安否確認と教育総務課及び県南地方振興局への連絡	A	○				
	事務所内の被害状況の把握	A	○				
	ふくしま教育総合ネットワークの維持管理	A	○				
	管内県立学校、県立社会教育施設、市町村立学校の避難所としての運営支援	A	○				
	管内市町村立学校、県立学校の児童生徒・教職員及び施設の被災状況の把握・報告	A	○				
	管内市町村立学校の学校保健・安全・給食に係る連絡調整	C			○		
	管内市町村立社会教育施設の被害状況の把握・報告	D				○	
	管内市町村立学校の授業再開時期等に係る連絡調整	D				○	
	管内市町村立学校、県立学校の学用品の要望調査	D				○	
	管内市町村指定文化財の被害状況把握	E					○
	管内市町村立学校の児童生徒の心のケア	E					○

災害対策地方本部用務(機能班)

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3h以内	12h以内	1日以内	3日以内	7日以内
総括班	地方本部の設置	A	○				
	対応要員の確保及び勤務ローテーション作成	A	○				
	県災害対策本部との連絡調整	A	○				
	地方本部員会議の運営及び記録	A	○				
	地方本部長の補佐	A	○				
	各機能班との連絡調整	A	○				
	管内市町村、消防本部及び自衛隊その他防災機関との連絡調整	A	○				
	管内市町村の災害対応業務の支援	A	○				
	その他災害対策の実施	A	○				
	ボランティア情報の収集及び提供	B		○			
	視察団の視察対応	E					○
	業務量に応じた地方本部体制の見直し	E					○
情報班	情報連絡員の市町村への派遣	A	○				
	先遣隊の被災箇所への派遣	A	○				
	被災情報の収集及び集計	A	○				
	生活への影響に関する情報収集	A	○				
	被災地支援情報の取集	A	○				
	管内市町村、消防本部その他の防災関係機関の災害対策の把握	A	○				
	避難の指示等の伝達	A	○				
	各班及び防災関係機関等への情報提供	A	○				
	災害発生時以降における県民等からの問い合わせの対応	A	○				
	災害に関する広報及び報道機関からの取材対応	A	○				
	県総合情報通信ネットワークの管理統制	A	○				
	産業廃棄物処理施設の被害状況の把握・報告	A	○				
	高圧ガス・火薬関係施設の被害状況の把握・報告	A	○				
交通機関の被害状況の把握	A	○					

機関名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3 h 以内	12 h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
	情報等の整理及び保存	B		○			
	自然公園施設（登山道、木道、標識等）の被害状況の把握・報告	E					○
情報連絡員	地方本部と現地派遣担当市町村間の情報伝達の支援	A	○				
	派遣市町村の被害情報の要望事項の収集	A	○				
	市町村の情報把握や分析、地方本部情報班への報告	A	○				
	県が所有している情報の市町村への提供	A	○				
	その他、地方本部長が指示した業務	A	○				
対策班	救援（避難所の供与に係る市町村との調整・実施）の実施	A	○				
	救援（被災者の捜索・救出に係る市町村との調整・実施）の実施	A	○				
	広域陸上輸送拠点の開設及び運営	A	○				
	避難経路及び運送経路等の確保	A	○				
	避難行動要支援者対策	A	○				
	救援（食料・飲料水及び生活必需品の給与に係る市町村との調整・実施）の実施	B		○			
	救援（医療等の提供に係る市町村との調整・実施）の実施	B		○			
	救援（避難所等への臨時電話等の設置に係る市町村との調整・実施）の実施	B		○			
	緊急物資等の受入、配分及び配送に係る調整	B		○			
	避難誘導の状況把握及び支援	B		○			
	廃棄物収集体制の構築	B		○			
	災害廃棄物処理に係る情報収集	B		○			
	救援（埋葬・火葬及び死体の捜索・処理に係る市町村との調整・実施）の実施	B		○			
	消費者保護対策及び物価対策	C			○		
	救援（学用品の給与に係る市町村との調整・実施）の実施	D				○	
救援（住宅の応急修理に係る市町村との調整・実施）の実施	E					○	

参集職員数の推計(県南地方災害対策本部対象)

発災後の時間ごとの参集者の推計(勤務者+遠距離通勤者)

データ①+②

各勤務公所までのおよその通勤距離		3km 以内	9km 以内	20km 以内	通勤距離20km以上		
		1時間 以内	3時間 以内	12~24 時間 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内
県南地方 災害対策本部	勤務者の参集数	58	79	91	121	225	276
	通勤者の参集数	0	0	26	20	0	0
	参集合計数	58	79	117	141	225	276

※1 この表は、各機関での参集職員数の推計と当該地域から遠距離通勤している職員のうち白河合同庁舎に参集できると想定される職員の合計数である。

※2 各機関で対象となる職員のうち、職員自身の被災や家族の安否確認に時間を要することを考慮し、3日目までは3割、1週間までが2割、それ以降も2%が参集できないものとする。

※3 歩行速度は、身支度や家族の安否確認、障害物の迂回及び休憩を考慮し、3km/hとした。また、1日の歩行限度を20km、20km~40kmは3日目から、40km以上は1週間目から通勤可能と想定。

※4 対象となる遠距離通勤者のうち、5割が白河合同庁舎に参集するものと想定。

※5 通勤距離が20km~40kmの通勤者は発災後12時間~2日目まで、40km以上の通勤者は発災後12時間~6日目まで白河合同庁舎に参集するものとして推計。

参集職員数の推計(県南地方災害対策本部の機能班・実動班となっている機関が対象)

発災後の時間ごとの参集者の推計

データ①

各勤務公所までのおよその通勤距離		3km 以内	9km 以内	20km 以内	通勤距離20km以上		
		1時間 以内	3時間 以内	12~24 時間 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内
県南地方 災害対策本部	職員参集数(想定)	58	79	91	121	225	276
	職員参集率(想定)	21%	28%	32%	43%	80%	98%

※ 対象となる職員のうち、職員自身の被災や家族の安否確認に時間を要することを考慮し、3日までは3割、1週間までが2割、それ以降も2%が参集できないものとする。

※ 歩行速度は、身支度や家族の安否確認、障害物の迂回及び休憩を考慮し、3km/hとした。また、1日の歩行限度を20km、20km~40kmは3日目から、40km以上は1週間目から通勤可能と想定。

遠距離通勤者の白河合同庁舎への参集推計

データ②

発災後の時間	対象となる遠距離通勤者数		12時間から 2日目まで $(a+b) \times 0.5$	3日目から 6日目まで $b \times 0.5$
	20km～40km a	40km以上 b		
白河合同庁舎	13	40	26	20

※ 対象となる遠距離通勤者のうち、5割が白河合同庁舎に参集すると想定。

※ 通勤距離が20km～40kmの通勤者は、発災後12時間～2日目まで、
40km以上の通勤者は、発災後12時間～6日目まで白河合同庁舎に参集
するものとして推計。